

過疎地域からの脱却を目指して――

過疎地域持続的発展計画を策定

「小野町過疎地域持続的発展計画」(以下「過疎計画」)を策定しましたので、お知らせします。この過疎計画は、令和3年小野町議会定例会9月会議に上程し、可決されました。

これまでの取り組みと課題

町では、平成26年4月に過疎指定を受け、過疎地域自立促進計画に基づき、子育て応援基金の創設、学校ICT環境等整備による学力向上対策など教育の振興をはじめ、タクシー

少、少子高齢化の急激な進行により、地域社会を担う人材の育成・確保、地域経済の活性化、情報化、交通機能の確保および向上、医療提供体制の確保など、依然として解決しなければならぬ課題が山積しています。

計画期間

令和3年4月1日から
令和8年3月31日まで

地域の持続的発展のための基本方針

これらの課題を解決し、町の将来像「人も自然も元氣 みんなの笑顔がかがやくまち」を実現するため、「未来へ おのまち総合計画」を柱に、「小野町まち・ひと・しごと創生

※概要は次ページのとおりです。なお詳しくは、町公式ウェブサイトをご覧ください。

企画政策課

7216939

過疎計画とは

過疎計画とは、過疎指定を受けた市町村が、非過疎地域となることを目指し、地域社会を担う人材の確保や地域経済の活性化といった地域課題の解決に資する動きを加速させ、地域の持続的発展に向け取り組む、さまざまな施策をまとめたものです。

県の方針に基づく、過疎計画を策定することで、

過疎地域における持続可能な地域社会の形成および地域資源などを活用した地域活力の更なる向上が実現するよう、全力を挙げて施策に取り組むにあたり、過疎対策事業債の発行をはじめとした国の財政支援を受けることができます。

るです。しかしながら、人口減